

州見台小学校 P T A 選挙規程

第 1 章 総 則

第 1 条 規約第 1 1 条の規定に基づき、本部役員及び学級委員、地域委員の選出は、規約に定められた以外は、この規程によって行う。

第 2 条 1 本部役員及び学級委員、地域委員の定数は、規約の該当事項に従う。

2 本部役員及び学級委員、地域委員の任期は、規約第 1 1 条に従う。

第 2 章 選挙管理委員

第 3 条 本部役員及び学級委員の選挙を行うため、選挙管理委員会を設置する。

第 4 条 選挙管理委員会は、本部役員及び学級長を選挙管理委員とし構成する。

第 5 条 選挙管理委員長は、委員の互選により選出する。

第 6 条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- 1 選挙の告示（立候補者の届出締切り日、選出結果の公表）
- 2 立候補者の届出の受付及び確認、辞退権保有者の確認
- 3 その他選出に必要な業務

第 3 章 本部役員及び学級委員の選出

第 7 条 本部役員及び学級委員の選出方法は、次に示すとおりとする。

1 本部役員の選出

ア 本部役員は、前年度の 1 年生から 5 年生の会員の中から 2 月末までに決める。

イ 本部役員の選出は、立候補を優先とし、立候補者が定員に満たない場合は、立候補のない学年から選出された本部役員候補の中から互選により選出する。

ウ 立候補がない場合は、各学年から 1 名選出する。

エ 兄弟姉妹が在学している場合の本部役員の被選挙権は、一番上の学年を優先とする。

オ 立候補者が定員を越えた場合は、立候補者同士の互選とする。

2 学級委員の選出

ア 学級委員の選出は、立候補を優先とし、立候補者がいない場合、または定員に満たない場合は、毎年4月の懇談会で各学級から選出する。

イ 学級で互選により選出するとき、兄弟姉妹が在学している場合の学級委員の被選挙権は、一番上の学年を優先とする。

ウ 立候補者が定員を越えた場合は、立候補者同士の互選とする。

エ 兄弟姉妹が在学している場合の立候補は辞退権を有していない一番上の学年とする。

3 役職は、役員及び委員の互選により決定する。

4 次の項に該当する者は、規定の期間辞退権を有するものとする。

ア 前年度の学級委員(学級長・保健体育・文化広報)

専門委員選出について翌年度より永年

ただし、選出該当児童についてのみ有効とする。

兄弟姉妹については、翌年度より1年間

本部役員選出については翌年度より1年間

イ 前年度の運営委員(各専門委員の委員長・副委員長)、選挙管理委員長・副委員長

専門委員選出について翌年度より永年

兄弟姉妹については、翌年度より2年間

本部役員選出については翌年度より永年

※平成25年度以降の運営委員は本人については全て永年の辞退権を有し、兄妹姉妹については本部役員・運営委員は永年、専門委員は2年間の辞退権を有します。

平成24年度以前の運営委員については、本人について本部役員は2年間の辞退権、専門委員、運営委員については永年辞退権を有し、兄妹姉妹については本部役員、専門委員、運営委員について2年間の辞退権を有します。

ウ 前年度の本部役員

本部役員選出については、すべての兄弟姉妹で翌年度より永年

専門委員選出については、選出該当児童についてのみ翌年度より永年

兄弟姉妹の専門委員選出については、翌年度より2年間

5 学年、学級において、すべての会員が辞退権を有した場合や申し合わせ事項により被選挙人が確保できない場合等は、二巡目として役員・委員を選出する。

本部役員経験者・運営委員経験者・前年度専門委員は、二巡目の選出において辞退権を有するものとする。

6 役員・委員を選出するための懇談会に欠席した者は、出席者に議事を委任したものとして取り扱う。

第4章 地域委員の選出

第8条 地域委員の選出は、前年度の3月末までに各地域毎に行う。

第9条 選出方法

- 1 選出方法は、辞退権を有し、かつ行使した者を除くPTA会員全員の中から地域の実情に合った方法で各地域毎に合意の上で決める。
- 2 地域委員の選出は立候補を優先とし、立候補がない場合、または定員に満たない場合は、各地域において互選とする。ただし、互選により選出するとき、兄弟姉妹が在学している場合の地域委員の被選挙権は、一番上の学年とする。
- 3 兄弟姉妹が在学している場合の立候補は辞退権を有していない一番上の学年とする。
- 4 役職は、役員及び委員の互選により決定する。
- 5 地域委員の辞退権は、第7条4項ア、イと同じとする。

第10条 各地域の通学班は、別に定める。

第5章 規程の改正

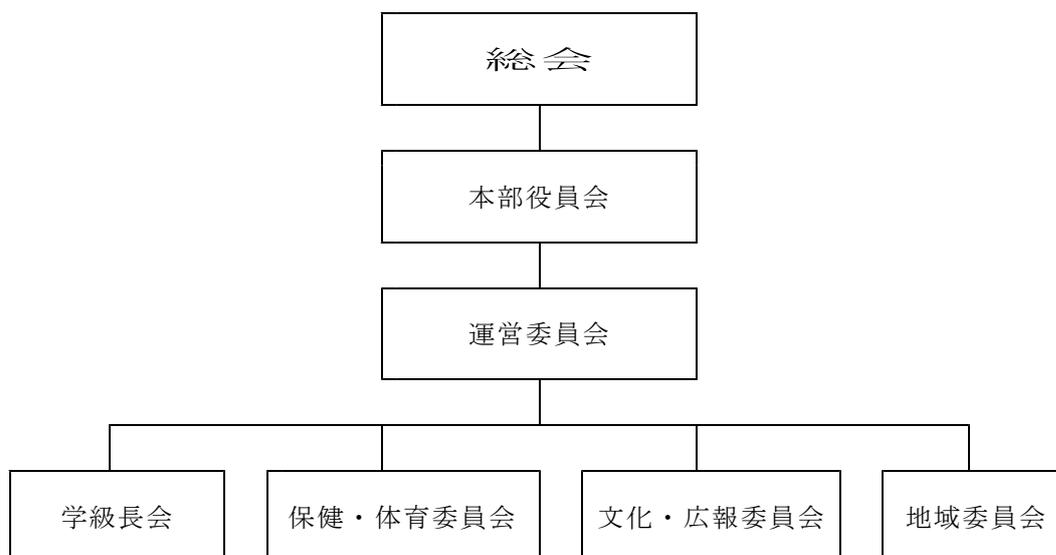
第11条 この規程は、運営委員会で、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成20年2月26日から施行する。
よって、州見台小学校平成20年度役員・委員からの適用とする

2 組織

組織図



3 通学班

令和2年度通学班編制

(班の数については、未定です。地域の現状により数が増減する可能性があります。)

州見台	1丁目	1班 2班 3班 4班-①② 5班
	2丁目	1班 2班
	3丁目	1班 2班 3班
	4丁目	1班 2班 3班
	5丁目	1班 2班 3班
	6丁目	1班 2班 3班 4班
	PSV	1班(パークサイト)
7・8丁目	1班 2班 3班 4班	
市坂		1班(中・南) 2班(北)

計28班

4 役員・委員選出に関する申し合わせ

役員・委員の互選による選出においては、次のような条件に留意して選出されることが望ましい。

- ア 妊娠中の人
- イ 3歳児以下の幼児を育児中の人
- ウ その他、特定の事由で、役員・委員としての活動が、大きな負担となる場合

平成20年2月5日の運営委員会において決定

附 則

この規定は、平成30年9月3日の運営委員会において一部改正され、第3章第7条2のエ、第3章第7条5、第4章第9条3は、平成30年10月18日より施行する。